

平成25年5月28日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第23号 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第24号 草津市立草津アマカホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第25号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案
- 議第26号 草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議第27号 草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案
- 議第28号 草津市中学校スクールランチ検討委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第29号 草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

議第23号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るに  
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年5月28日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出る  
につき議決を求めることについて

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつ  
き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条  
の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

条例案 別紙のとおり

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市次世代育成支援対策協議会の項を次のように改める。

|              |   |       |
|--------------|---|-------|
| 草津市子ども・子育て会議 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務 | 20人以内 |
|--------------|---|-------|

別表第2 草津市幼稚園教育整備審議会の項を削る。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

草津市附属機関設置条例の一部改正

新旧対照表

| 新 条 例 ( 案 )            |   |       | 旧 条 例                  |   |       |
|------------------------|---|-------|------------------------|---|-------|
| 第1条～第4条 (略)            |   |       | 第1条～第4条 (略)            |   |       |
| 別表第1 (第2条第1項、第3条第1項関係) |   |       | 別表第1 (第2条第1項、第3条第1項関係) |   |       |
| 名称                     | 担当事務  | 定数    | 名称                     | 担当事務  | 定数    |
| (略)                    | (略)   | (略)   | (略)                    | (略)   | (略)   |
| 草津市子ども・子育て会議           | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)および児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務 | 20人以内 | 草津市次世代育成支援対策協議会        | 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に定める次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務 | 20人以内 |
| (略)                    | (略)   | (略)   | (略)                    | (略)   | (略)   |
| 別表第2 (第2条第1項、第3条第1項関係) |   |       | 別表第2 (第2条第1項、第3条第1項関係) |   |       |
| 名称                     | 担当事務  | 定数    | 名称                     | 担当事務  | 定数    |
| (略)                    | (略)   | (略)   | (略)                    | (略)   | (略)   |
| 草津市中学校スクールランチ検討委員会     | 中学校におけるスクールランチのあり方についての調査審議に関する事務   | 10人以内 | 草津市中学校スクールランチ検討委員会     | 中学校におけるスクールランチのあり方についての調査審議に関する事務                                 | 10人以内 |
| 草津市障害児就学指導委員会          | 障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務                              | 30人以内 | 草津市幼稚園教育整備審議会          | 幼稚園教育の整備および振興に関する事項についての調査審議に関する事務                                | 12人以内 |
| (略)                    | (略)   | (略)   | 草津市障害児就学指導委員会          | 障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務      | 30人以内 |
| (略)                    | (略)   | (略)   | (略)                    | (略)   | (略)   |
| 付 則                    |   |       |                        |   |       |
| この条例は、平成25年7月1日から施行する。 |   |       |                        |   |       |

## （趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

## （附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

## （組織）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1および別表第2の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

## （委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

## 付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 別表第1（第2条第1項、第3条第1項関係）

| 名称              | 担当事務  | 定数    |
|-----------------|---|-------|
| 草津市次世代育成支援対策協議会 | 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に定める次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務 | 20人以内 |

## 別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

| 名称            | 担当事務                               | 定数    |
|---------------|------------------------------------|-------|
| 草津市幼稚園教育整備審議会 | 幼稚園教育の整備および振興に関する事項についての調査審議に関する事務 | 12人以内 |

議第24号

草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年5月28日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎



草津市立草津アマカホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に  
申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立草津アマカホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出  
るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第  
29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

条例案 別紙のとおり

## 草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例

草津市立草津アミカホール条例（平成3年草津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「指定管理者をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 第6条から第7条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第8条第1項中「別表に定める」の右に「額の」を加え、同条第2項中「別に」を「規則で」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

### （利用料金）

第9条 第4条第1項の規定により教育委員会が指定管理者にアミカホールの管理を行わせる場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にアミカホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。
- 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。
- 4 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができる。
- 5 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表中「(第8条第1項関係)」を「(第8条第1項、第9条第2項関係)」に改め、同表備考中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 使用者がこの表に掲げる使用区分を超えて施設を使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 12時から13時までの間に使用した場合 午前の使用区分に係る使用料の3割に相当する額
- (2) 17時から18時までの間に使用した場合 午後の使用区分に係る使用料の3割に相当する額
- (3) 21時30分から翌日9時までの間に使用した場合 使用した時間(1時間未満の端数が生

じた場合は、これを切り上げる。) 1時間につき夜間の使用区分に係る使用料の3割に相当する額

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

草津市立草津アマカホール条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 新 条 例 ( 案 )  | 旧 条 例   |
|--|---|
| <p>第1条～第3条(略)<br/>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 教育委員会は、アマカホールの管理に関する次の業務を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事業を実施する業務<br/>(2) アミカホールの施設、設備および備品の維持管理に関する業務<br/>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</p> <p><u>2 第6条から第7条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第5条(略)<br/>(使用許可)</p> <p>第6条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、アマカホールの使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき。<br/>(2) 施設または付属設備等をき損するおそれがあるとき。<br/>(3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。<br/>(4) その他アマカホールの管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> | <p>第1条～第3条(略)<br/>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 教育委員会は、アマカホールの管理に関する次の業務を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせることができる。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事業を実施する業務<br/>(2) アミカホールの施設、設備および備品の維持管理に関する業務<br/>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</p> <p>第5条(略)<br/>(使用許可)</p> <p>第6条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、アマカホールの使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき。<br/>(2) 施設または付属設備等をき損するおそれがあるとき。<br/>(3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。<br/>(4) その他アマカホールの管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> |

草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 新 条 例 ( 案 )  | 旧 条 例  |
|--|--|
| <p>第7条 教育委員会は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(4) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。</p> <p>(使用料)</p> | <p>第7条 教育委員会は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。</p> <p>(1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(4) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。</p> <p>(使用料)</p> |
| <p>第8条 使用者は、別表に定める<u>額</u>の使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 付属設備および備品の使用料は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>3 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>(利用料金)</p>   | <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 付属設備および備品の使用料は、<u>別</u>に定める。</p> <p>3 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p>   |
| <p>第9条 <u>第4条第1項の規定により教育委員会が指定管理者にアミカホールの管理を行わせる場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にアミカホールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。</u></p> <p>3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「<u>利用料金</u>」</p>                                      |  |

草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 新 条 例 ( 案 )   |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     | 旧 条 例         |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
|---|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------|-------------------------------|----------------------------------|-----|---------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------|-------------------------------|----------------------------------|-----|
| と読み替えるものとする。  |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |               |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| 4 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができる。                   |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |               |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| 5 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。                |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |               |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。             |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |               |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| 第10条～第11条 (略)   |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     | 第9条～第10条 (略)  |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| 別表 (第8条第1項、第9条第2項関係)  |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     | 別表 (第8条第1項関係) |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| 使用区分  | 午前                    | 午後                     | 夜間                     | 午前・午後             | 午後・夜間                         | 全日                               |     | 使用区分          | 午前                    | 午後                     | 夜間                     | 午前・午後             | 午後・夜間                         | 全日                               |     |
| 使用施設  | 9時<br>から<br>12<br>時まで | 13<br>時から<br>17<br>時まで | 18<br>時から<br>21<br>時まで | 9時か<br>ら17<br>時まで | 13時<br>から2<br>1時3<br>0分ま<br>で | 9時<br>から<br>21<br>時3<br>0分<br>まで |     | 使用施設          | 9時<br>から<br>12<br>時まで | 13<br>時から<br>17<br>時まで | 18<br>時から<br>21<br>時まで | 9時か<br>ら17<br>時まで | 13時<br>から2<br>1時3<br>0分ま<br>で | 9時<br>から<br>21<br>時3<br>0分<br>まで |     |
| (略)   | (略)                   | (略)                    | (略)                    | (略)               | (略)                           | (略)                              | (略) | (略)           | (略)                   | (略)                    | (略)                    | (略)               | (略)                           | (略)                              | (略) |
| 備考  |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     | 備考            |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| 1～5 (略)   |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     | 1～5 (略)       |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| 6 使用者がこの表に掲げる使用区分を超えて施設を使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |               |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| (1) 12時から13時までの間に使用した場合 午前の使用区分に係る使用料の3割に相当する額                  |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |               |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |
| (2) 17時から18時までの間に使用した場合 午後の使用区                                  |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |               |                       |                        |                        |                   |                               |                                  |     |

草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 新 条 例 ( 案 )  | 旧 条 例               |
|--|---------------------|
| <p>分に係る使用料の3割に相当する額</p> <p><u>(3) 21時30分から翌日9時までの間に使用した場合 使用した時間(1時間未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。)1時間につき夜間の使用区分に係る使用料の3割に相当する額</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> | <p><u>6 (略)</u></p> |

○草津市立草津アミカホール条例（抄）

平成3年12月26日

条例第34号

改正 平成8年12月24日条例第24号

平成12年12月22日条例第34号

平成16年12月27日条例第22号

平成17年10月17日条例第20号

平成22年10月6日条例第23号

（設置）

第1条 市民の文化の向上と芸術の振興を図るため、草津市立草津アミカホール（以下「アミカホール」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条 アミカホールの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立草津アミカホール

位置 草津市草津三丁目13番30号

（事業）

第3条 アミカホールは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化および芸術の普及振興を図るための各種事業
- (2) 文化および芸術の情報の提供および作品の展示
- (3) ホール、文化教室、研修室等の施設（以下「施設」という。）の利用の提供
- (4) その他アミカホールの設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 教育委員会は、アミカホールの管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。

- (1) 前条各号に掲げる事業を実施する業務
- (2) アミカホールの施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（開館時間等）



第5条 アミカホールの開館時間および休館日は、規則で定める。

(使用許可)

第6条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、アミカホールの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設または付属設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他アミカホールの管理運営上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 付属設備および備品の使用料は、別に定める。
- 3 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その使用に際し、自己の責めに帰すべき理由により施設または附属設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成4年5月6日から施行する。

付 則 (平成8年12月24日条例第24号) 抄

— 略 —

別表 (第8条第1項関係)

| 使用区分       |                | 午前                 | 午後                 | 夜間                        | 午前・午後             | 午後・夜間                     | 全日                   |
|------------|----------------|--------------------|--------------------|---------------------------|-------------------|---------------------------|----------------------|
|            |                | 9時から<br>12時まで<br>で | 13時から<br>17時<br>まで | 18時から<br>21時<br>30分ま<br>で | 9時から<br>17時ま<br>で | 13時から<br>21時<br>30分ま<br>で | 9時から<br>21時3<br>0分まで |
| ホール        | 平日             | 円<br>9,500         | 円<br>12,700        | 円<br>14,400               | 円<br>22,200       | 円<br>27,100               | 円<br>36,600          |
|            | 土曜日・日<br>曜日・祝日 | 13,600<br>0        | 18,100<br>0        | 21,000<br>0               | 31,700<br>0       | 39,100<br>0               | 52,700<br>0          |
|            | リハー<br>サル室     | 平日                 | 900                | 1,200                     | 1,300             | 2,100                     | 2,500                |
|            | 土曜日・日<br>曜日・祝日 | 1,400              | 1,800              | 2,000                     | 3,200             | 3,800                     | 5,200                |
| 文化教<br>室 I | 平日             | 1,400              | 1,900              | 2,200                     | 3,300             | 4,100                     | 5,500                |
|            | 土曜日・日<br>曜日・祝日 | 1,400              | 1,900              | 2,200                     | 3,300             | 4,100                     | 5,500                |

|       |            |       |       |       |       |       |       |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 文化教室Ⅱ | 平日         | 1,400 | 1,900 | 2,200 | 3,300 | 4,100 | 5,500 |
|       | 土曜日・日曜日・祝日 | 1,400 | 1,900 | 2,200 | 3,300 | 4,100 | 5,500 |
|       |            |       |       |       |       |       |       |
| 研修室   | 平日         | 2,300 | 2,900 | 3,400 | 5,200 | 6,300 | 8,600 |
|       | 土曜日・日曜日・祝日 | 2,300 | 2,900 | 3,400 | 5,200 | 6,300 | 8,600 |
|       |            |       |       |       |       |       |       |

#### 備考

- 1 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 営利を目的として使用する場合は、この表に掲げる使用料の10割に相当する額を加算する。
- 3 使用者が使用に際し、入場料またはこれに類するものを徴収する場合は、この表に掲げる使用料の5割に相当する額（入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあつては3割に相当する額）を加算する。
- 4 使用者の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。）が草津市、守山市、栗東市または野洲市以外であるときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。
- 5 舞台練習等のため舞台のみを使用するときの使用料は、この表に定めるところにより算定した額の5割に相当する額とする。
- 6 この表に定めるところにより算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、これを切り捨てる。

議第25号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成25年5月28日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市幼稚園教育整備審議会の項を削る。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正

新旧対照表

| 新 規 則 ( 案 )                              |   |                     | 新 規 則                            |   |                     |
|--|---|---------------------|----------------------------------|---|---------------------|
| 第1条～第10条 (略)<br>別表第1 (第2条・第9条関係)         |   |                     | 第1条～第10条 (略)<br>別表第1 (第2条・第9条関係) |   |                     |
| 附属機関の名称<br>(略)                           | 委員資格者<br>(略)  | 所属<br>(略)           | 附属機関の名称<br>(略)                   | 委員資格者<br>(略)  | 所属<br>(略)           |
| 草津市中学校スクールランチ検討委員会                       | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 公募市民<br>(3) 関係行政機関の職員<br>(4) PTAを代表する者<br>(5) その他教育委員会が必要と認める者 | 教育委員会事務局<br>スポーツ保健課 | 草津市中学校スクールランチ検討委員会               | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 公募市民<br>(3) 関係行政機関の職員<br>(4) PTAを代表する者<br>(5) その他教育委員会が必要と認める者 | 教育委員会事務局<br>スポーツ保健課 |
| 草津市障害児就学指導委員会                            | (1) 学識経験を有する者<br>(2) その他教育委員会が必要と認める者   | 教育委員会事務局<br>学校教育課   | 草津市幼稚園教育整備審議会                    | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 幼稚園の関係者<br>(3) 公募市民<br>(4) その他教育委員会が必要と認める者                    | 教育委員会事務局<br>学校教育課   |
| (略)                                      | (略)   | (略)                 | 草津市障害児就学指導委員会                    | (1) 学識経験を有する者<br>(2) その他教育委員会が必要と認める者   | 教育委員会事務局<br>学校教育課   |
| (略)                                      | (略)   | (略)                 | (略)                              | (略)   | (略)                 |
| 別表第2 (第3条第2項関係) (略)                      |   |                     | 別表第2 (第3条第2項関係) (略)              |   |                     |
| 別表第3 (第6条第3項関係) (略)                      |   |                     | 別表第3 (第6条第3項関係) (略)              |   |                     |
| <p>付 則</p> <p>この規則は、平成25年7月1日から施行する。</p> |   |                     |                                  |   |                     |

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（附属機関の会議）

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項の規定により指名された委員の全てが不在の場合は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

（関係人の出席等）

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関の会議に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市幼稚園教育整備審議会設置規則の廃止)

2 草津市幼稚園教育整備審議会設置規則(昭和62年草津市教育委員会規則第1.0号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 第3条本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から教育委員会が別に定める日までとする。

別表第1 (第2条・第9条関係)

| 附属機関の名称       | 委員資格者  | 所属            |
|---------------|--|---------------|
| 草津市幼稚園教育整備審議会 | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 幼稚園の関係者<br>(3) 公募市民<br>(4) その他教育委員会が必要と認める者 | 教育委員会事務局学校教育課 |



議第26号

草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成25年5月28日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則  
草津市立少年センター条例施行規則(平成14年草津市教育委員会規則第17号)  
の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「市の職員」を「公募による市民」に改める。

付 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

草津市立少年センター条例施行規則新旧対照表 (平成14年教育委員会規則第17号) 新旧対照表

| 新施行規則 (改正後)  | 旧施行規則 (現 行 )  |
|--|---|
| <p>○草津市立少年センター条例施行規則<br/>平成14年12月26日</p> <p>第1条～第6条 (略)<br/>(運営委員会の組織)</p> <p>第7条 運営委員会は、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱し、または任命する。</p> <p>(1) 少年問題に関係ある機関または団体の代表<br/>(2) 関係教育機関の職員<br/>(3) <u>公募</u>による市民<br/>(4) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>第8条～第17条 (略)<br/>別記様式第1～第2号</p> | <p>○草津市立少年センター条例施行規則<br/>平成14年12月26日</p> <p>第1条～第6条 (略)<br/>(運営委員会の組織)</p> <p>第7条 運営委員会は、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱し、または任命する。</p> <p>(1) 少年問題に関係ある機関または団体の代表<br/>(2) 関係教育機関の職員<br/>(3) <u>市</u>の職員<br/>(4) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>第8条～第17条 (略)<br/>別記様式第1～第2号</p> |

○草津市立少年センター条例施行規則

平成14年12月26日

教委規則第17号

改正 平成17年11月1日教委規則第12号

平成23年4月28日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立少年センター条例（平成14年草津市条例第44号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、草津市立少年センター（以下「少年センター」という。）の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 少年センターに次の職員を置く。

(1) 所長

(2) 補導員

2 前項に定めるもののほか、少年センターに必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受けて少年センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 補導員および前条第2項に定める職員は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

(職員の服務)

第4条 職員は、職務上知り得た事項については厳に秘密の保持に留意しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員は、街頭補導等その職務に従事するときは、常に草津市立少年センター補導員証（別記様式第1号）を携帯しなければならない。

(分掌事務)

第5条 少年センターにおいて所掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条に掲げる事業の企画運営に関すること。

(2) 草津市立少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関すること。

(3) 草津市少年補導委員（以下「補導委員」という。）に関すること。

- (4) 公印の保管に関する事。
- (5) 一般庶務に関する事。
- (6) その他少年センターの管理運営に関する事。

(専決事項)

第6条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 少年センターの事業の企画実施に関する事。
- (2) 少年センターの管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のなかから教育委員会  
が委嘱し、または任命する。

- (1) 少年問題に関係ある機関または団体の代表
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 市の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任  
者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営委員会委員長および副委員長)

第9条 運営委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第10条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集  
し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、半数以上の委員から審議事項を示して、会議の招集の請求があったとき  
は、これを招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補導委員の組織)

第11条 補導委員は、少年問題に関係ある機関もしくは団体の推薦する者または学識経験者のなかから教育委員会が委嘱する。

第12条 補導委員の定数は、90人以内とする。

(補導委員の要件)

第13条 補導委員の委嘱についての要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委嘱する日において、年齢が満70歳未満（再委嘱を除く。）であること。
- (2) 人格および行動について、社会的人望を有すること。
- (3) 職務の遂行に必要な熱意と行動力を有すること。

(補導委員の任期等)

第14条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 70歳以上の者は前項の再委嘱をすることができない。ただし、健康で、かつ、補導委員としての任務遂行に意欲を有する者については、1期に限り延長することができる。

3 補導委員が欠けたときにおいて新たに委嘱した補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補導委員の職務)

第15条 補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の職務を行う。

- (1) 少年の保護および補導
- (2) 少年非行の早期発見および非行少年等の補導
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化
- (4) 少年非行防止のための地域社会に対する啓発
- (5) 前各号に定めるもののほか、少年の非行防止のため必要と認められる事項

(補導委員の服務)

第16条 補導委員は、少年センターの補導計画に基づき少年補導業務に従事するものとする。

2 補導委員は、その業務上知り得た事項については厳に秘密保持に留意しなければな

らない。

- 3 補導委員は、常に他の補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。
- 4 補導委員は、街頭補導等その職務に従事するときは、常に草津市少年補導委員証(別記様式第2号)を携帯しなければならない。

(細目)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に委嘱される補導委員の任期は、第13条第1項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

付 則 (平成17年11月1日教委規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市少年センター条例施行規則第14条第2項の規定は、施行日から平成20年3月31日までの間においては、適用しない。

付 則 (平成23年4月28日教委規則第7号)

この規則は、平成23年4月28日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日教委規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議第27号

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成25年5月28日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎



草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則

草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「校舎長会」を「校長会」に、同項第3号中「校舎教頭会」を「教頭会」に、同項第4号中「校舎教員」を「小中学校教員」に改め、同項中第5号および第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同項に次の1号を加える。

(8) 公募による市民

付 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則 新旧対照表

| 新 規 則 ( 案 )   | 旧 規 則  |
|---|--|
| <p>第1条～第6条 (略)<br/>                     (草津市立教育研究所運営委員会)</p> <p>第7条 草津市立教育研究所運営委員会 (以下「運営委員会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者<br/>                     (2) <u>校長会</u>の代表<br/>                     (3) <u>教頭会</u>の代表<br/>                     (4) <u>小中学校教員</u>の代表</p> <p>(5) 市社会教育委員の代表<br/>                     (6) 市PTA連絡協議会の代表<br/>                     (7) 市同和教育推進協議会の代表<br/>                     (8) <u>公募による市民</u></p> <p>2～11 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>付 則</u><br/>                     この規則は、平成25年6月1日から施行する。</p> | <p>第1条～第6条 (略)<br/>                     (草津市立教育研究所運営委員会)</p> <p>第7条 草津市立教育研究所運営委員会 (以下「運営委員会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者<br/>                     (2) <u>校 園 長 会</u>の代表<br/>                     (3) <u>校 園 教 頭 会</u>の代表<br/>                     (4) <u>校 園 教 員</u>の代表<br/>                     (5) <u>教育委員会事務局生涯学習課長</u><br/>                     (6) <u>教育委員会事務局学校教育課長</u><br/>                     (7) 市社会教育委員の代表<br/>                     (8) 市PTA連絡協議会の代表<br/>                     (9) 市同和教育推進協議会の代表</p> <p>2～11 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> |

○草津市立教育研究所規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立教育研究所設置条例（昭和55年草津市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、草津市立教育研究所（以下「研究所」という。）の組織、管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 研究主事 若干人
- (3) 教育研究所指導主事 若干人
- (4) その他必要な事務に従事する職員 若干人

2 前項に定めるもののほか、研究所の事務を処理させるため、必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は上司の命を受け、研究所の事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 研究主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の研究にあたる。

3 教育研究所指導主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の指導事務に従事する。

4 その他必要とする職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(分掌事務)

第4条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の広報広聴に関すること。
- (2) 設備、備品等の維持管理に関すること。
- (3) 公印の保守に関すること。
- (4) 文書の收受発送および保存に関すること。
- (5) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (6) 教育資料の収集、保管および利用に関すること。

- (7) 教育図書資料室、教科書センターおよび視聴覚ライブラリーの経営に関すること。
- (8) 教育に関する専門的・技術的な指導に関すること。
- (9) 教育関係職員の研修に関すること。
- (10) 教育相談に関すること。
- (11) 研究協力員の指導に関すること。
- (12) 研究所の一般庶務に関すること。

(研究員)

第5条 研究所に研究員をおくことができる。

- 2 研究員は、教育に関する研究に従事する。

(研究部)

第6条 教育に関する調査研究の充実を図るために、研究所に専門の研究部をおくことができる。

- 2 研究部には、調査研究に協力する研究協力員を置くことができる。
- 3 研究協力員は、教職員のうちから所長が推薦し、教育長が委嘱する。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第7条

草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 校園長会の代表
  - (3) 校園教頭会の代表
  - (4) 校園教員の代表
  - (5) 教育委員会事務局生涯学習課長
  - (6) 教育委員会事務局学校教育課長
  - (7) 市社会教育委員の代表
  - (8) 市PTA連絡協議会の代表
  - (9) 市同和教育推進協議会の代表
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

- 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
- 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
- 10 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。
- 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（委任）

第8条 この規則に定めることのほか、必要な事項は教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日教委規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成10年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議第28号

草津市中学校スクールランチ検討委員会委員の委嘱および任命につき議決を求める  
ことについて

上記の議案を提出する。

平成25年5月28日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市中学校スクールランチ検討委員会委員の委嘱および任命につき議決を求  
めることについて

次の者を、草津市中学校スクールランチ検討委員会委員に委嘱および任命すること  
につき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）  
第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

| 区 分                  | 委嘱（任命）する者 | 備 考                |
|----------------------|-----------|--------------------|
| 学識経験を有する者            | 久保 加織     | 滋賀大学教育学部 教授        |
|                      | 小沢 道紀     | 立命館大学スポーツ健康科学部 准教授 |
| 公募市民                 | 田中 くみ子    |                    |
|                      | 我孫子 博     |                    |
| 関係行政機関の職員            | 小宮 康      | 草津市校長会の小学校代表       |
|                      | 中出 幸宏     | 草津市校長会の中学校代表       |
| PTAを代表する者            | 藤本 裕美     | 草津市PTA連絡協議会の小学校代表  |
|                      | 末谷 朋美     | 草津市PTA連絡協議会の中学校代表  |
| その他教育委員会が<br>必要と認める者 | 佐合井 治美    | 草津市小・中学校栄養教諭の代表    |
|                      | 小林 浩美     | 草津市小・中学校食育担当教諭の代表  |

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（附属機関の会議）

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項の規定により指名された委員の全てが不在の場合は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

（関係人の出席等）

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。



(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関の会議に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市幼稚園教育整備審議会設置規則の廃止)

2 草津市幼稚園教育整備審議会設置規則(昭和62年草津市教育委員会規則第10号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 第3条本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から教育委員会が別に定める日までとする。

別表第1 (第2条・第9条関係)

| 附属機関の名称            | 委員資格者   | 所属              |
|--------------------|---|-----------------|
| 草津市中学校スクールランチ検討委員会 | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 公募市民<br>(3) 関係行政機関の職員<br>(4) PTAを代表する者<br>(5) その他教育委員会が必要と認める者 | 教育委員会事務局スポーツ保健課 |

別表第2 (第3条第2項関係)

| 附属機関の名称            | 任期 |
|--------------------|----|
| 草津市中学校スクールランチ検討委員会 | 1年 |

議第29号

草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年5月28日

草津市教育委員会  
教育長 三木 逸郎

草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱および任命することにつき、草津市通学区域審議会設置条例(昭和47年草津市条例第24号)第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

| 区分   | 委嘱(任命)する者 | 備考             |
|------|-----------|----------------|
| 2号委員 | 車 亜 紀 子   | 草津市PTA連絡協議会の代表 |
|      | 武 藤 と も え |                |
| 3号委員 | 日 高 三 行   | 草津市校長会の代表      |
|      | 大 川 す み 子 | 草津市園長会の代表      |
| 4号委員 | 松 村 喬     | 山田学区自治連合会会長    |
|      | 卯 田 幸 男   | 笠縫東学区自治連合会会長   |
|      | 竹 内 正 雄   | 常盤学区自治連合会会長    |

○草津市通学区域審議会設置条例

昭和47年7月19日

条例第24号

(設置)

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校(以下「学校」という。)の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員等)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を委嘱することができる。

2 審議会は、教育委員会その他の執行機関の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年7月16日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年5月28日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

## 報告事項

- (1) 草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱について
- (2) (仮称) 老上第二小学校建設工事に伴う基本設計・実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル審査委員会設置要綱について
- (3) 第16回草津市民スポーツ・レクリエーション祭の開催について
- (4) 第4回草津市減災シンポジウムについて
- (5) 平成25年度草津市立各小学校運動会の日程について
- (6) 平成24年度公民館活動実績報告について
- (7) 寄付受入れ報告について

## ○草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱

平成22年6月1日

教委告示第15号

## (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条の規定に基づき草津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う、その権限に属する事務の点検および評価(以下「点検・評価」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (点検・評価の対象)

第2条 対象とする事務は、点検・評価を行う年度の前年度の教育委員会の事務のうち点検・評価を行うことが必要と認める事務として教育委員会が選定したもの(以下「対象事務」という。)とする。

## (点検・評価の実施)

第3条 教育委員会は、毎年度1回、対象事務の執行の状況について点検・評価を実施し、その成果および課題等について整理を行い、客観性および透明性の確保に努めるため、別に定める草津市教育委員会事務外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)からの意見等を反映させたいえ、その結果に関する報告書を作成し、草津市議会に報告するとともに、市民へ公表するものとする。

## (点検・評価の実施会議)

第4条 教育委員会が行う点検・評価の推進に資するため、教育委員会事務局に点検・評価実施会議(以下「実施会議」という。)を設置する。

## (組織)

第5条 実施会議は、次に掲げる者を委員とし、組織する。

- (1) 教育部副部長(総括)
- (2) 教育施設整備室長
- (3) 教育部副部長(学校給食担当)
- (4) 教育部副部長(街道交流担当)
- (5) 教育部副部長(学校教育担当)
- (6) 教育総務課長
- (7) 生涯学習課長
- (8) スポーツ保健課長



(9) 文化財保護課長

(10) 図書館長

(11) 学校教育課長

- 2 実施会議に会長を置き、教育部副部長(総括)をもって充てる。
- 3 実施会議に副会長を置き、教育部副部長(学校教育担当)をもって充てる。
- 4 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 実施会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 実施会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 実施会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

付 則(平成23年4月1日告示第6号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年5月18日告示第8号)

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

付 則(平成25年5月23日告示第9号)

この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

(仮称)老上第二小学校建設工事に伴う基本設計・実施設計業務委託簡易公募型  
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)老上第二小学校建設工事に伴う設計に関する業務を委託する業者をプロポーザル方式で選定するに当たり、提案の内容の審査および選定を行うため、(仮称)老上第二小学校建設工事に伴う基本設計・実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) (仮称)老上第二小学校建設工事に伴う設計に関する業務を委託する業者の選定に関すること。
- (2) その他業者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員とし、組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 総合政策部長
- (4) 総務部長
- (5) 市民環境部理事(廃棄物担当)
- (6) 都市建設部長
- (7) 都市建設部理事(住宅担当)
- (8) まちづくり協働部長
- (9) 子ども家庭部長
- (10) 教育部副部長(総括)
- (11) 教育部副部長(学校教育担当)
- (12) 老上小学校校長
- (13) 老上中学校校長

2 委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、教育部長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育施設整備室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月 1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

第16回 草津市民スポーツ・レクリエーション祭実施要項

1. 趣 旨 各学区・地区の体育振興における相互の連携と親睦を図り、生涯スポーツの普及・発展を通じて、市民の健康促進に寄与する。
2. 主 催 草津市体育振興会連絡協議会
3. 共 催 一般社団法人草津市体育協会 公益財団法人草津市コミュニティ事業団  
特定非営利活動法人くさつ健・交クラブ 合同会社草津市スポーツ振興事業体
4. 協 力 草津市スポーツ推進委員協議会 草津市レクリエーション協会
5. 後 援 草津市 草津市教育委員会
6. 期 日 平成25年6月9日(日) 小雨決行(雨天の場合は学区・地区対抗種目のみ)
7. 会 場 草津市立野村運動公園グラウンド・市民体育館
8. 参加資格 市民(一般自由参加種目については他市町の方の参加も認める)
9. 日 程 役員集合 8時30分  
受 付 9時30分(来賓、学区・地区対抗種目およびウォーキング)  
開 会 式 10時00分 ※一般自由参加種目は10時30分から  
競技開始 10時30分 14時30分までを受付とする。ただし、  
ウォーキングは9時30分に受付とする。  
競技終了 14時45分  
閉会式 14時45分 ※学区・地区対抗種目と各種チャンピオン大会は1～  
3位を閉会式で表彰する。
10. 種 目
 

|                            |                 |        |
|----------------------------|-----------------|--------|
| 1. ペタンク                    | (グラウンド) 学区・地区対抗 | 雨天中止   |
| 2. 大玉リレー                   | (グラウンド) //      | 雨天中止   |
| 3. 大縄跳び                    | (グラウンド) //      | 雨天でも実施 |
| 4. ディスコン                   | (体 育 館) //      | 雨天でも実施 |
| 5. ウォーキング                  | (草津市内) 一般自由参加   | ※下記参照  |
| 6. カローリング                  | (体 育 館) //      | 雨天中止   |
| 7. ビーンボウリング                | (体 育 館) //      | 雨天中止   |
| 8. 健康体操                    | (体 育 館) //      | 雨天中止   |
| 9. グラウンド・ゴルフ               | (グラウンド) //      | 雨天中止   |
| 10. 輪投げ                    | (グラウンド) //      | 雨天中止   |
| 11. ストラックアウト               | (グラウンド) //      | 雨天中止   |
| 12. キックターゲット               | (グラウンド) //      | 雨天中止   |
| 13. チャレンジ・ザ・ゲーム            | (グラウンド) //      | 雨天中止   |
| 14. 新体力テスト                 | (グラウンド) 一般自由参加  | 雨天中止   |
| チャンピオン大会15. フリースローチャンピオン大会 | (体 育 館) 一般自由参加  | 雨天中止   |
| 16. フリーボン大会                | (体 育 館) 一般自由参加  | 雨天中止   |

☆くさつ健・交クラブ展示ブース設置(市民体育館ロビー) 雨天でも実施

※なお、雨天時は一般自由参加種目とペタンクと大玉リレーは実施しない。

その際、希望のチームは大縄跳びまたはディスコンに参加してもよい。

ウォーキングは当日、朝のテレビ・ラジオの天気予報で滋賀県草津市午前中の降水確率が70%以上のときや警報が出たとき、危険が予想されるときなどは中止する。

11. 表彰 ・学区・地区対抗種目…1位～3位 (各々) 賞状、トロフィー  
(ペタンクの部、大玉リレーの部、大縄跳びの部、ディスクンの部)
12. 申込方法 ・各種チャンピオン大会…1位～3位 賞状、記念品  
学区・地区対抗種目は5月29日(水)までに申し込み。  
チーム数の報告は5月20日(月)まで。  
組み合わせ抽選は5月30日(木)の事前実技研修会の場合で行う。  
他の種目は当日受付とする。  
役員名簿(各学区・地区5名選任とする…会長、スポーツ推進委員を除く)は  
5月20日(月)まで。
13. 競技方法
- ・ペタンク**  
部門…学区・地区対抗種目 トーナメント戦  
担当…スポ推  
参加チーム数…各学区・地区2チーム以内  
会場…グラウンド  
人数…1チーム6名(選手登録は8名以内 年齢性別を問わず)  
勝敗…9点先取のチームの勝ちとする。(または20分間)
- ・大玉リレー**  
部門…学区・地区対抗種目 トーナメント戦  
担当…スポ推・体振  
参加チーム数…各学区・地区1チーム  
会場…グラウンド  
人数…1チーム8名(選手登録は14名以内 性別問わず 小学生限定)  
勝敗…先にゴールしたチームを勝ちとする。  
大玉を落とした場合、落とした場所から再スタートする。
- ・大縄跳び**  
部門…学区・地区対抗種目  
担当…体振  
参加チーム数…各学区・地区1チーム  
会場…グラウンド(雨天時は体育館)  
人数…1チーム12名(選手登録は20名以内 年齢性別を問わず)  
勝敗…3分間の間に跳んだ最高回数の一戦、二戦の合計回数の多い  
チームを勝ちとする。
- ・ディスクン**  
部門…学区・地区対抗種目 トーナメント戦  
担当…スポ推・体振  
参加チーム数…各学区・地区2チーム以内  
会場…体育館 3レーン  
人数…1チーム6名(選手登録は8名以内 年齢性別を問わず)  
勝負…11点先取のチームを勝ちとする。(または15分間)
- ・ウォーキング**  
部門…一般自由参加種目  
担当…スポ推事業部  
会場…草津市内
- ・カローリング**  
部門…一般自由参加種目  
担当…体振  
会場…体育館 1セット  
申込順に体験する。
- ・ビーンボウリング**  
部門…一般自由参加種目  
担当…体振  
会場…体育館 1セット  
申込順に体験する。

### ・健康体操

部門…一般自由参加種目  
担当…たけのこかい（体操団体）  
会場…体育館  
申込順に体験する。

### ・ニュースポーツ紹介コーナー

部門…一般自由参加種目  
担当…スポ推  
会場…体育館  
健康体操と交互に行う。

### ・グラウンドゴルフ

部門…一般自由参加種目  
担当…草津市グラウンド・ゴルフ協会  
会場…グラウンド 8ホール  
申込順に体験する。

### ・輪投げ

部門…一般自由参加種目  
担当…体振  
会場…グラウンド 2セット  
申込順に体験する。

### ・ストラックアウト

部門…一般自由参加種目  
担当…体振  
会場…グラウンド 4セット  
申込順に体験する。

### ・キックターゲット

部門…一般自由参加種目  
担当…体振  
会場…グラウンド 2セット  
申込順に体験する。

### ・チャレンジザゲーム

部門…一般自由参加種目  
担当…草津市レクリエーション協会  
会場…グラウンド  
申込順に体験する。

### ・新体カテスト

部門…一般自由参加種目  
担当…草津市スポーツ少年団本部・事務局、  
立命館大学BKC学生ボランティア  
会場…グラウンド  
握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅跳び、50M走 他  
申込順に測定する。

### ・フリースローチャンピオン大会

部門…一般自由参加種目  
担当…体振  
会場…体育館  
申込順にチャレンジする。

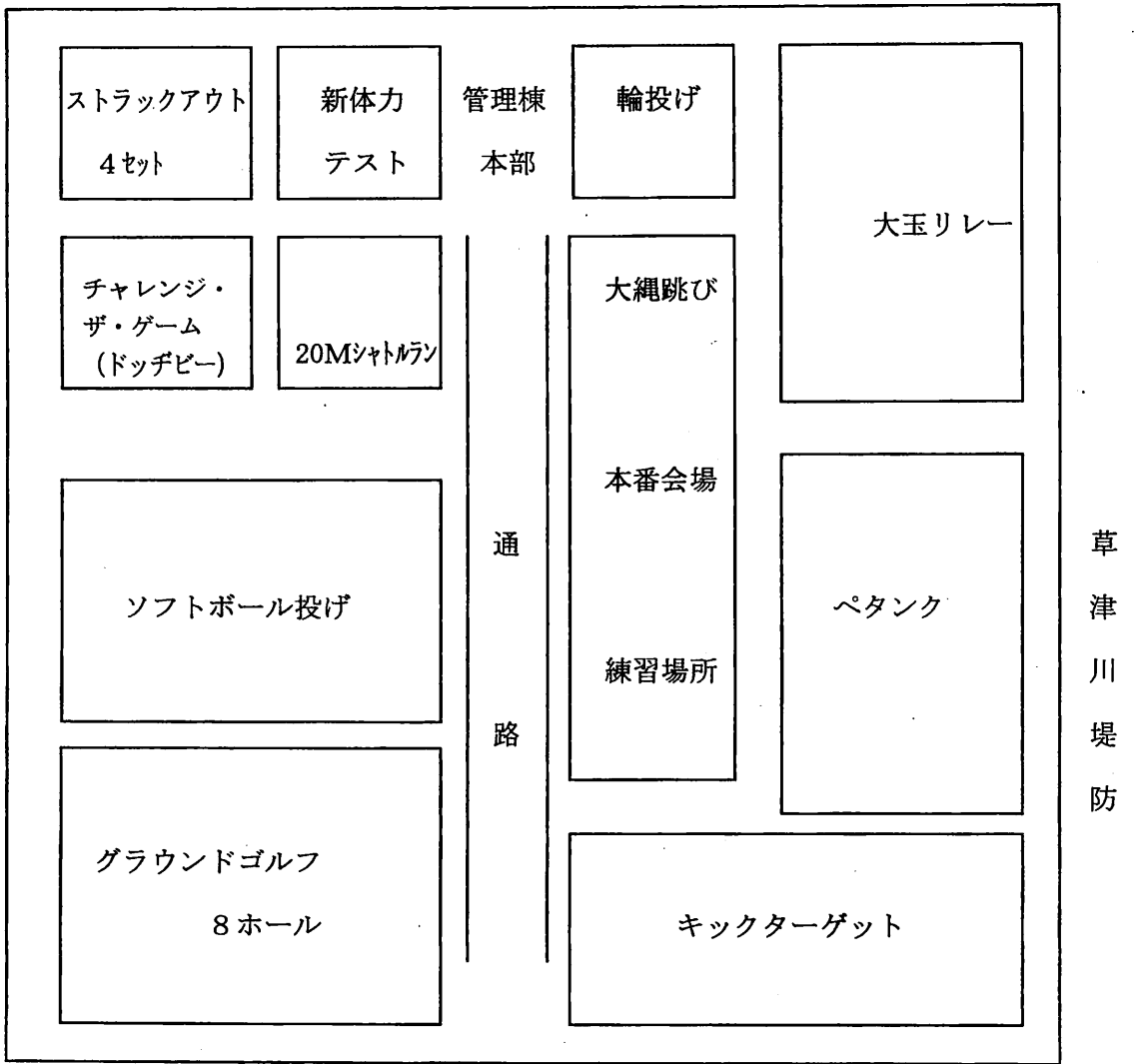
### ・フリーピンポン大会

部門…一般自由参加種目  
担当…くさつ健・交クラブ  
会場…体育館  
申込順にチャレンジする。

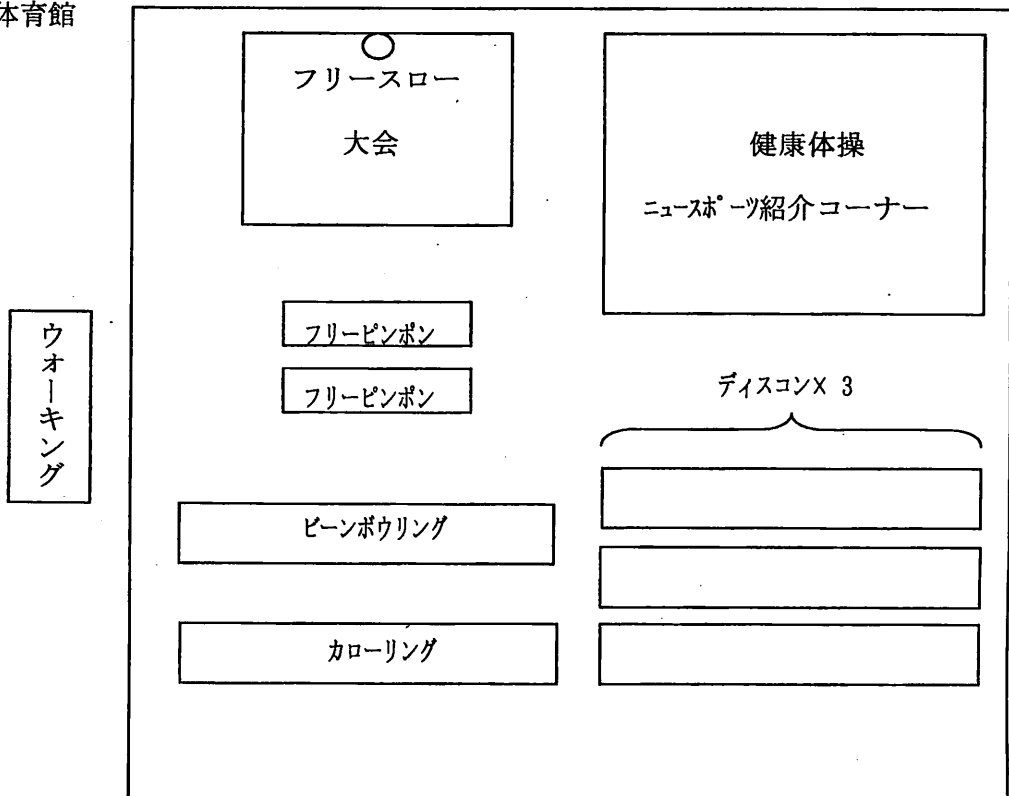
## 14. その他

競技中の傷害については、応急処置は行い、一日傷害保険の範囲内において補償しますが、その後の責任は負いません。

グラウンド

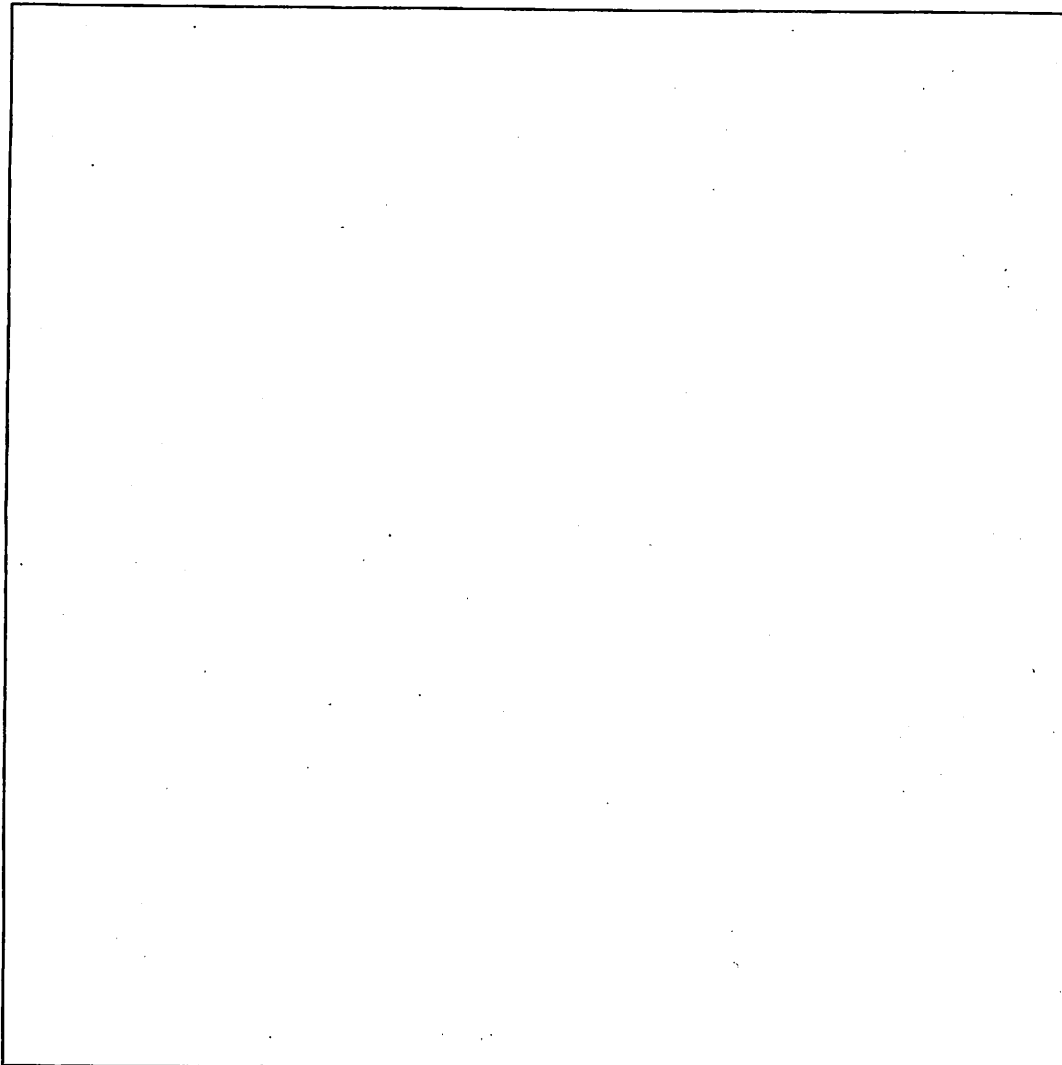


市民体育館

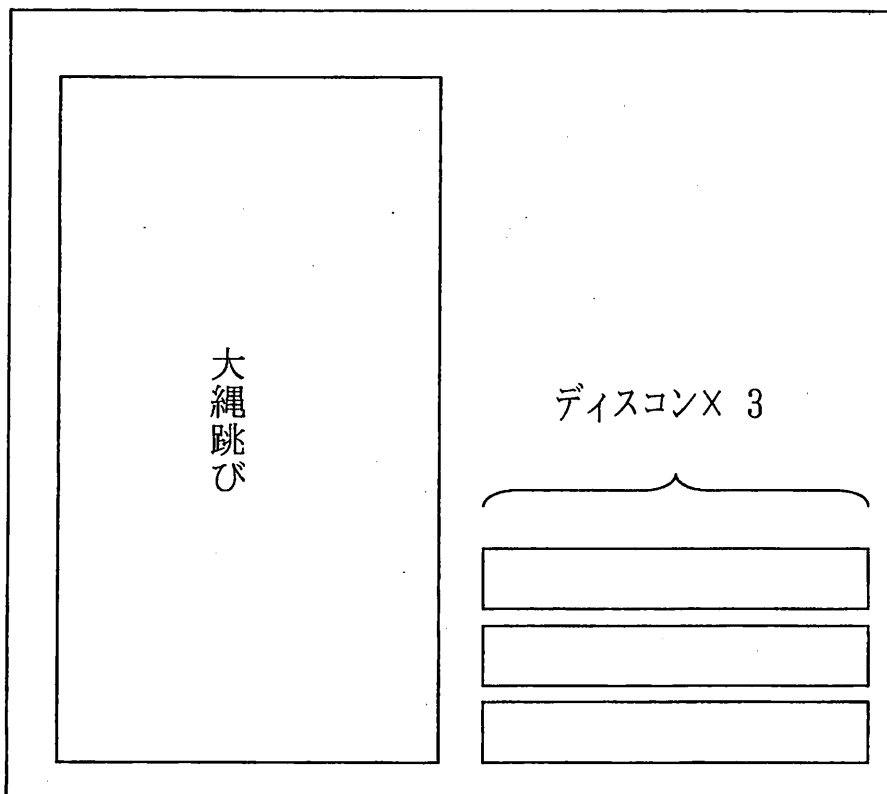


配置図 (雨天時)

グラウンド

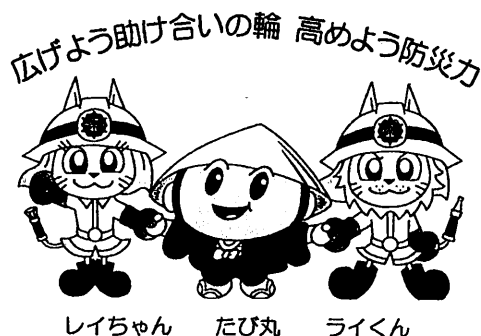


市民体育館





## 第4回草津市減災シンポジウム の開催について（御案内）



平成23年3月11日に発生しました東日本大震災については、複数の断層が同時に破壊され、想定以上の大津波や原発事故が発生し、多くの方が亡くなられ、今もなお、多数の方が避難生活を余儀なくされておられます。

この大震災で死者・行方不明者が千人を越えた釜石市で、全小中学生2,926人のうち、2,921人が津波から逃れ、生存率99.8%「釜石の奇跡」と呼ばれているこの生存率は、奇跡が起こしたものでなく、それまでの熱心な防災教育の賜物であり、「想定に縛られず、自分の命は自分で守る姿勢が生きた」と言われています。

本市においても、昨年より保、幼、小、中などの児童、生徒への防災教育として、各施設のニーズに応じた防災教育の支援を行っております。

つきましては、子どもたちの防災教育について考える「第4回減災シンポジウム」を町内会、学(地)区まちづくり協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、保育所、幼稚園、小中学校、防災関連機関の皆様をはじめ、広く市民の皆様を対象に開催しますので、公私御多用の折とは存じますが、ぜひ御参加賜りますよう御案内申し上げます。

### 記

開催日時：平成25年6月15日（土）午前9時30分～12時

会 場：草津市役所 2階特大会議室（定員600人、事前申込み不要）

- 内 容：① 講演「矢守先生がよくわかる！最新ぼうさい教育事情」  
京都大学防災研究所 教授 矢守克也
- ② 事例発表 渋川学区
- ③ 事例発表 老上学区
- ④ 事例発表 玉川学区
- ⑤ 説明 「9 years plan」 湖南広域消防局

参集範囲：町内会長（自主防災組織長含む）、学(地)区まちづくり協議会、市民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、消防署・消防団、防災指導員・市民防災員、保育所、幼稚園、小中学校、PTA、災害ボランティア関係団体、市議会議員、立命館大防災フロンティア研究センター、一般市民 など

## 講師等紹介

講演「矢守先生のよくわかる！最新ぼうさい教育事情」

講師 京都大学防災研究所巨大災害研究センター

教授 矢守克也 氏



1988年 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程単位取得。  
各種団体、大学等の研究員、講師等を経て、2009年から現職  
その他の現職として

人と防災未来センター 上級研究員、震災資料研究主幹

文部科学省学校施設の在り方に関する調査研究協力者会「災害に強い学校施設づくり検討部会」委員

大阪府防災会議 専門委員

愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査「教育・啓発ワーキンググループ」委員

高知県津波避難を考える検討会 委員長

京都府危機管理アドバイザー

日本災害復興学会 理事

その他、多数の大学・機関等の講師・研究員・理事等

事例発表1 渋川学区

事例発表2 老上学区

事例発表3 玉川学区

説明「9years plan」 湖南広域消防局

担当 草津市危機管理課 辻井、平井  
電話 077-561-2325  
FAX 077-561-6852  
メール [kikikanri@city.kusatsu.lg.jp](mailto:kikikanri@city.kusatsu.lg.jp)

担当 草津市教育委員会事務局  
スポーツ保健課 水野、藤崎  
電話 077-561-2423  
FAX 077-561-2488  
メール [sports@city.kusatsu.lg.jp](mailto:sports@city.kusatsu.lg.jp)

平成24年度補助執行した事務の実績報告書

(平成25年3月31日時点)

1 職員現員表

| 区分 | 史 員  |    |     |    |     |    |    |    |      | 計  |    |
|----|------|----|-----|----|-----|----|----|----|------|----|----|
|    | 課長   | 参事 | 副参事 | 館長 | 専門員 | 主査 | 主任 | 主事 | 嘱託職員 |    |    |
| 現員 | 本年度  | 1  | 0   | 4  | 13  | 2  | 0  | 2  | 0    | 64 | 86 |
|    | 前年同期 | 1  | 1   | 3  | 13  | 5  | 0  | 1  | 1    | 62 | 87 |

(注) 上記表で該当補職名がないときは、草津市職員の職名に関する規則第3条および第4条の区分により記入のこと  
長期休暇者および業務者等がある場合は、その旨備考欄に記入のこと。

2 職員業務分担表

大権市民協働部 まちづくり協働課

| グループ別    | 補職名   | 氏名     | 勤務年数 | 各グループの担当業務内容  |
|----------|-------|--------|------|---|
|          |       |        | 現所属  |   |
| 地域協働グループ | 副参事   | 宮嶋 茂生  | 1年目  | <補助執行に関する部分のみ記載><br>・公民館の管理運営に関すること<br>・公民館講座に関すること。<br>・補助金に関すること。<br>・社会教育指導員・ふれあいプランナーに関すること。<br>・公民館の連絡調整に関すること。                            |
|          | 専門員   | 森下 康二  | 3年目  |   |
|          | 主任    | 寺尾 貴士  | 5年目  |   |
|          | 主任    | 川勝 志保  | 3年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 吉田 尚代  | 5年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 上田 祐子  | 4年目  |   |
| 嘱託職員     | 小島 央江 | 2年目    |      |   |
| 公民館      | 補職名   | 氏名     | 勤務年数 | 担当業務内容  |
|          |       |        | 現所属  |   |
| 志津       | 館長    | 吉田 和子  | 1年目  | ・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること<br>・公民館施設の使用許可に関すること<br>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること<br>・その他一般庶務に関すること                              |
|          | 嘱託職員  | 榊田 直美  | 3年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 政川 純子  | 3年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 谷口 純一  | 2年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 小林 恵理子 | 1年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 清水 燕子  | 1年目  |   |
| 志津南      | 館長    | 木村 幸雄  | 1年目  | ・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること<br>・公民館施設の使用許可に関すること<br>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること<br>・その他一般庶務に関すること                              |
|          | 嘱託職員  | 鶴田 逸朗  | 5年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 長谷川 佳子 | 4年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 佐田 里美  | 2年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 妹尾 志郎  | 1年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 徳岡 有香  | 1年目  |   |
| 草津       | 館長    | 寺尾 正明  | 1年目  | ・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること<br>・公民館施設の使用許可に関すること<br>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること<br>・その他一般庶務に関すること                              |
|          | 嘱託職員  | 吉田 啓子  | 5年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 大橋 清昭  | 4年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 豊田 佳奈  | 3年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 若山 康弘  | 1年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 舛田 良子  | 1年目  |   |
| 大路       | 館長    | 井上 ひとみ | 1年目  | ・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること<br>・公民館施設の使用許可に関すること<br>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること<br>・その他一般庶務に関すること                              |
|          | 嘱託職員  | 山元 直美  | 5年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 中野 明美  | 4年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 北脇 義一  | 1年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 山田 嵩以子 | 1年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 市岡 千代子 | 1年目  |   |
| 渋川       | 館長    | 木村 政隆  | 3年目  | ・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること<br>・公民館施設の使用許可に関すること<br>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること<br>・その他一般庶務に関すること<br>・渋川福複センター全体に関わる管理運営に関すること |
|          | 嘱託職員  | 児玉 麻理子 | 4年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 西嶋 克谷  | 3年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 南田 菊江  | 1年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 小半 博美  | 1年目  |   |
|          | 嘱託職員  | 山岸 廣美  | 1年目  |   |

| 公民館 | 補職名  | 氏名     | 勤務年数 |     | 各グループの担当業務内容   |
|-----|------|--------|------|-----|--|
|     |      |        |      | 現所属 |  |
| 矢倉  | 館長   | 奥村 保   | 2年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 副参事  | 山元 愛子  | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 山元 清司  | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 鶴田 真理子 | 1年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 廣瀬 純子  | 1年目  |     |  |
| 老上  | 館長   | 中島 直樹  | 4年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 副参事  | 里内 英之  | 1年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 佐藤 実鶴  | 5年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 川端 由紀  | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 吉田 鏡子  | 1年目  |     |  |
| 玉川  | 館長   | 我孫子 順子 | 3年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 嘱託職員 | 深尾 稔   | 5年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 石金 ひとみ | 4年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 奥村 恵美子 | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 磯田 厚子  | 1年目  |     |  |
| 南笠東 | 館長   | 中川 美佐  | 1年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 嘱託職員 | 中出 高明  | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 釣 利子   | 5年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 高山 明美  | 5年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 平井 幸宏  | 5年目  |     |  |
| 山田  | 館長   | 宇野 千智  | 1年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 専門員  | 岡田 広美  | 1年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 加藤 一男  | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 堀江 ちゆき | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 南 政一   | 5年目  |     |  |
| 笠縫  | 館長   | 小寺 栄子  | 5年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 副参事  | 堀井 喜一  | 4年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 今村 とも子 | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 片岡 忍   | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 田中 宏幸  | 2年目  |     |  |
| 笠縫東 | 館長   | 松村 晴美  | 4年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 嘱託職員 | 服部 順子  | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 金森 小百合 | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 服部 美子  | 1年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 田村 滋朗  | 1年目  |     |  |
| 常盤  | 館長   | 竹内 時生  | 5年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 嘱託職員 | 木村 美峰子 | 5年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 伊藤 加代子 | 4年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 山中 昌枝  | 4年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 中川 正子  | 3年目  |     |  |
| 常盤  | 館長   | 居川 泉   | 2年目  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事</li> <li>・公民館施設の使用許可に関する事</li> <li>・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事</li> <li>・その他一般庶務に関する事</li> </ul> |
|     | 嘱託職員 | 中神 清美  | 5年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 松村 玲子  | 4年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 横川 武司  | 2年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 | 大石 和彦  | 1年目  |     |  |
| 常盤  | 嘱託職員 | 田中 梨絵  | 1年目  |     |  |
|     | 嘱託職員 |        |      |     |  |

(注) 嘱託職員、臨時職員等も記載のこと。

平成24年度各公民館講座等実施回数一覧表

| 公民館名 \ 講座名 | やすらぎ | 教養・文化 | まちづくり<br>(人権講座除く) | 人権講座 | わんぱくプラザ<br>事業 | 高齢者等つどい<br>推進事業 | 実績(計) |
|------------|------|-------|-------------------|------|---------------|-----------------|-------|
| 志津         | 9    | 4     | 3                 | 2    | 7             | 16              | 41    |
| 志津南        | 10   | 3     | 2                 | 2    | 4             | 12              | 33    |
| 草津         | 11   | 0     | 7                 | 3    | 7             | 13              | 41    |
| 大路         | 11   | 0     | 3                 | 2    | 11            | 13              | 40    |
| 渋川         | 10   | 0     | 5                 | 2    | 7             | 12              | 36    |
| 矢倉         | 9    | 0     | 1                 | 3    | 10            | 9               | 32    |
| 老上         | 8    | 0     | 3                 | 2    | 9             | 11              | 33    |
| 玉川         | 10   | 0     | 17                | 2    | 8             | 12              | 49    |
| 南笠東        | 6    | 0     | 8                 | 2    | 7             | 12              | 35    |
| 山田         | 6    | 0     | 6                 | 2    | 6             | 12              | 32    |
| 笠縫         | 10   | 2     | 8                 | 2    | 8             | 11              | 41    |
| 笠縫東        | 10   | 0     | 1                 | 2    | 5             | 11              | 29    |
| 常盤         | 6    | 0     | 1                 | 2    | 8             | 12              | 29    |
| 講座別合計      | 116  | 9     | 65                | 28   | 97            | 156             | 471   |

## H24年度公民館講座一覧表

| 講座名                 | 実施回数 | 受講者数   | 予算額       | 実績額       | 比較   |
|---------------------|------|--------|-----------|-----------|------|
| やすらぎ学級              | 116  | 5,173  | 1,194,000 | 982,200   | 82%  |
| 教養文化講座              | 9    | 231    | 70,000    | 70,000    | 100% |
| まちづくり講座<br>(人権講座含む) | 93   | 3,046  | 1,421,000 | 1,215,746 | 86%  |
| わんぱくプラザ事業           | 97   | 4,088  | 789,000   | 259,280   | 33%  |
| 高齢者等つどい             | 156  | 2,768  | 553,000   | 455,948   | 82%  |
| 合計                  | 471  | 15,306 | 4,027,000 | 2,983,174 | 74%  |

寄付受け入れ報告

| 寄付品目           | 数量    | 単価円     | 価格円       | 住所・氏名等                          | 寄付年月日          | 受納場所                        |
|----------------|-------|---------|-----------|---------------------------------|----------------|-----------------------------|
| リサイクルトイレットペーパー | 5,300 | 39.9    | 211,470   | 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700<br>(株)京都銀行 | 平成25年<br>4月22日 | 市内公立<br>小学校(13校)<br>中学校(6校) |
| 小計             |       |         | 211,470   |                                 |                |                             |
| ポスタープリンター      | 1     | 328,560 | 328,560   | 草津市矢橋町7番地1                      | 平成25年          | 老上中学校                       |
| ポスタープリンター用コート紙 | 2     | 7,000   | 14,000    | 老上中学校PTA                        | 3月12日          |                             |
| 体育館ストーブ        | 1     | 207,000 | 207,000   |                                 |                |                             |
| パイプイス          | 50    | 3,500   | 175,000   |                                 |                |                             |
| 小計             |       |         | 724,560   |                                 |                |                             |
| アップライトピアノ      | 1     | 570,000 | 570,000   | 京都府京都市北区衣笠赤坂町1-238<br>尾形 淳      | 平成25年<br>4月12日 | 山田小学校                       |
| 小計             |       |         | 570,000   |                                 |                |                             |
| テント            | 2     |         | 247,555   | 草津市若草2丁目16-2                    | 平成25年          | 志津南小学校                      |
| ステージステップ       | 1     | 185,000 | 185,000   | 平成24年度 保護者                      | 4月22日          |                             |
| 小計             |       |         | 432,555   |                                 |                |                             |
| クラブノーバ         | 1     | 25,000  | 25,000    | 草津市西渋川1丁目21番7号-610<br>アトム文庫     | 平成25年<br>5月14日 | 渋川小学校                       |
| 小計             |       |         | 25,000    |                                 |                |                             |
| 合計             |       |         | 1,963,585 |                                 |                |                             |